統制能力の自己申告と 報酬契約へのコミットメント戦略

早稲田大学 鈴木孝則 令和6年7月14日(日)

問題意識:情報非対称の解消手段

- 株主(プリンシパル)と経営者(エイジェント)の委託受託関係における情報非対称が引き起こす問題がある。
- アドバースセレクション:エイジェントの能力をプリンシパル が観察できないことに起因して、プリンシパルが損失を被る。
- モラルハザード:エイジェントの活動をプリンシパルが観察できないことに起因して、プリンシパルが損失を被る。
- •情報非対称を解消する1つの手段として、自己申告にもとづく 報酬システムがある。

問題意識:自己申告にもとづく報酬システムの問題点

- 自己申告の不正確性:エイジェントが自身の能力を過大または 過小に申告するインセンティブが働く。
 - 公平性の欠如、休業員のモラルは士気に悪影響を及ぼす。
 - 経営活動のインセンティブに歪みが生じる。
 - 適切な報酬契約の設計が困難になる
- システムの不透明性:自己申告の結果にもとづいて報酬システムを設計する場合、その透明性が欠如する可能性がある。
 - 従業員がシステムの公平性に疑問をいだく。
 - 報酬に対する納得感が得られない。
 - 従業員のパフォーマンスが低下し、企業全体の効率性が損なわれる。

問題意識:自己申告にもとづく報酬システムの問題点の解決

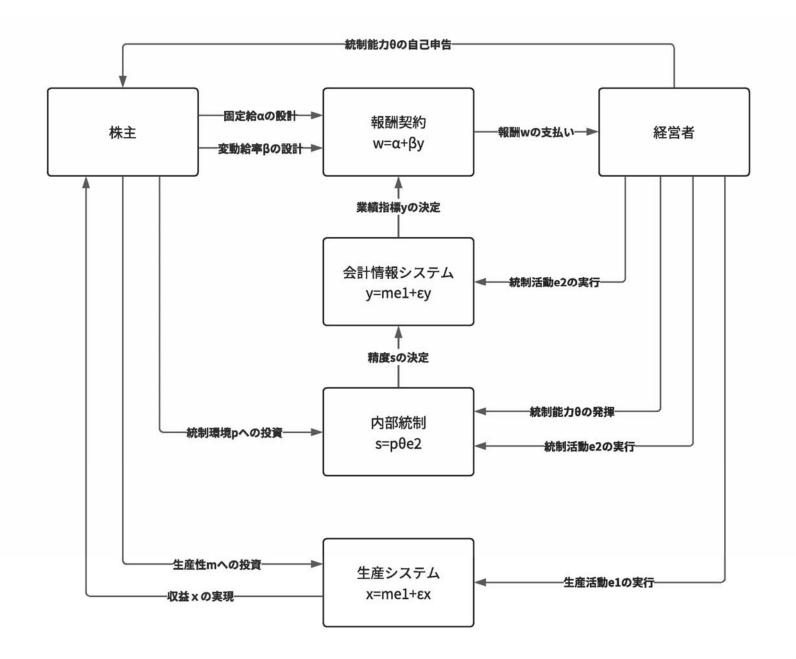
- 研究の目的:自己申告にもとづく報酬システムの問題点を解決するための、新たなアプローチの提案。
- 自己申告の真実性を保証するためのインセンティブメカニズム の設計。
- それを支える会計情報システムの精度のエイジェントによる調整。
- 自己申告の結果にもとづく報酬契約の適応的変更。
- これにより、プリンシパルの期待効用を最大化し、企業の効率 性と透明性を向上させる。

検討事項:会計情報システムの精度の適 切な調整

- 会計情報システムの精度sを、統制環境pと統制能力 θ および統制活動 e_2 の積としてモデル化する。
 - p:組織の文化や構造を表すパラメータ。
 - e₂:エイジェントによって選択される変数。
 - θ:エイジェントがこの活動をどれだけ効果的に実行できるかを表す パラメータ。組織の全体的なパフォーマンスに直接的な影響を与える。
- 会計情報システムの精度が、どのようにプリンシパルの期待効用を最大化する形で適切に調整されるかを検討する。

検討事項:真実報告を保証する報酬契約の設計とその戦略的管理

- 真実報告を保証するような、自己申告にもとづく報酬契約が設計可能か調べる。
- 設計可能な場合、そのような報酬契約を実際に設計し、これが アドバースセレクション問題を解消しているかを確かめる。
- エイジェントの自己申告値を用いない報酬契約が設計し、その パフォーマンスを自己申告値を用いる報酬契約の場合と比較す る。
- 双方の報酬契約を併用することが、プリンシパルにとって有意となる可能性があるか検討する。
- 有意となる場合、併用の実効性を評価し併用の方法を提案する。



先行研究との関連

- アドバースセレクション問題への対処
 - 本研究は、真実報告が担保された自己申告を含む報酬契約の設計を通じて、アドバースセレクション問題の解消を図っている。 Kaplow and Shavell (1994)、Malik (1993)、Liang (2000)。
- マルチタスク状況における最適インセンティブ設計
 - 本研究の生産活動と統制活動への適切な活動配分問題は、マルチタスク状況における最適インセンティブ設計の文脈に位置づけられる。 Holmstrom and Milgrom (1991)、Feltham and Xie (1994)。
- 契約の再交渉可能性と適応的修正
 - 本研究は、自己申告の結果にもとづいて報酬契約を適応的に修正し、状況に応じて自己申告のない契約への移行を提案することで、プリンシパルの期待効用をさらに最大化することが示されている。このアプローチは、契約の再交渉可能性に関する先行研究とも関連している。 Fudenberg and Tirole (1990)、 Pearce and Stacchetti (1998)。
- 内部統制と会計情報システムの精度
 - 本研究では、会計情報システムの精度を、統制環境p、統制能力 θ 、統制活動e。の関数s = p θ e。としてモデル化している。この点は、内部統制の概念と会計情報の精度の関係を扱った先行研究と関連している。 Liang and Nan (2014) 、 Kinney (2000)。

モデルの設定:システム

- 生産システム $\tilde{x} = me_1 + \tilde{\varepsilon}_x$
- 会計情報システム $\tilde{y} = me_1 + \tilde{\varepsilon}_y$
- 内部統制システム $s=1/\sigma_{v}=s(p,\theta,e_{2})=p\theta e_{2}$
- 報酬システム $\tilde{w} = \alpha + \beta \tilde{y}$

モデルの設定:プレーヤー

- ・株主(プリンシパル)の効用関数 $U(\cdot)=\cdot$
- 経営者(エイジェント)の効用関数 $V(\cdot) = -\exp(-\cdot)$
- エイジェントの統制能力 $\theta \in [1,5], f(\theta) = 1/4$
- エイジェントの活動コスト $\frac{1}{2}(e_1^2 + e_2^2)$

モデルの設定:プリンシパルの期待効用 とエイジェントの確実性等価

• プリンシパルの期待効用

$$EU = me_1 - (\alpha + \beta me_1)$$

• エイジェントの確実性等価

$$CE = \alpha + \beta m e_1 - \frac{1}{2} (e_1^2 + e_2^2) - \frac{1}{2} \beta^2 \left(\frac{1}{p \theta e_2} \right)^2$$

モデルの設定:その他の設定

- •エイジェントの留保賃金:0
- エイジェントの経営活動の観察可能性:観察不能
- 統制環境と生産性の関係

$$p \ge \frac{5}{m^2}$$

統制能力が観察できる場合の報酬契約の 設計プロセス

- エイジェントの統制能力 θ がプリンシパルから観察可能なため、エイジェントに θ に関する自己申告 η を求める必要がない。
- プリンシパルは、統制能力 $\underline{\theta}$ という情報と、会計情報システムから出力される業績指標 \underline{y} という情報の2つの情報を用いて、エイジェントの経営活動 (e_1,e_2) を適切な水準に誘導することが<u>できる</u>。
- 報酬契約の設計方針
 - エイジェントの確実性等価CEを最大にする生産活動 e_1 と統制活動 e_2 を、それぞれ変動給係数 β の関数として表す。
 - $\underline{\mathsf{CE}}$ を留保賃金と等しくする固定給 α を、 β の関数として表現する。
 - プリンシパルの期待効用EUを最大にする β を求める。
 - この β にもとづいて、最適な α 、経営行動(e_1,e_2)、および精度sを計算する。

統制能力が観察できる場合の報酬契約の 設計結果

- 変動給率 β は正の値をとる。
- •固定給αは<u>負</u>の値をとる。これは、エイジェントがプリンシパルに企業への参加費用(エントリーフィー)を支払う必要のあることを意味する。
- エイジェントの確実性等価は、留保賃金と等しい水準に固定される。すなわち、エイジェントにレントは発生しない。
- プリンシパルが獲得する事前の期待効用は正の水準となる。

統制能力が観察不能で、アドバースセレクションが誘発される場合の報酬契約の設計プロセス

- エイジェントの統制能力 θ がプリンシパルから観察不能なため、 エイジェントに θ に関する自己申告 η を求める。
- しかし、プリンシパルは虚偽報告の可能性がないものと思い込み、エイジェントに真実報告のインセンティブを与える努力を 怠るものと仮定する。
- プリンシパルは、統制能力 θ に関する報告 \underline{n} という情報と、会計情報システムから出力される業績指標 \underline{y} という情報の2つの情報を用いて、エイジェントの経営活動 (e_1,e_2) を適切な水準に誘導しようとする。
- •報酬契約の設計方針は、統制能力が観察可能な場合と<u>同じ</u>である。

統制能力が観察不能で、アドバースセレクションが誘発される場合の報酬契約の設計結果

- 実際の統制能力 θ よりも $\underline{小}$ さな(控え目な)値が η として報告される。(虚偽報告)
- 変動給率 β も固定給 α も $\underline{\mathbb{L}}$ の値をとる。
- 生産活動と統制活動は、統制能力が観察可能な場合よりも<u>小</u>さくなる。
- 業績指標の精度は、統制能力が観察可能な場合よりも低くなる。
- エイジェントは、留保賃金を上回る確実性等価を獲得する。すなわち、エイジェントにレントが発生する。
- プリンシパルは、統制能力が観察可能な場合より小さい事前の期待効用しか得ることができない。ただし、正の水準は維持することができる。

統制能力が観察不能で、真実報告を誘導する場合の報酬契約の設計プロセス

- エイジェントの統制能力 θ がプリンシパルから観察不能なため、エイジェントに θ に関する自己申告 η を求める。
- プリンシパルは虚偽報告の可能性があるものと覚悟し、エイジェントに真実報告のインセンティブを与えるような報酬契約を設計する 努力を行うものと仮定する。
- 報酬契約の設計方針
 - エイジェントの確実性等価 $\frac{CE e 最大}{E}$ にする生産活動 e_1 と統制活動 e_2 を、それぞれ変動給係数 β の関数として表す。
 - <u>真実報告の誘導</u>に必要な、 $CE \ge \beta$ の関係を求める。 (微分方程式)
 - ・どのような統制能力のエイジェントでも<mark>留保賃金以上のCE</mark>となるような条件を求める。(始点における境界条件)
 - 上記2つを満たしつつ、 $\underline{\mathsf{EU}}$ を最大にする β と CE を求める。(最適制御問題)
 - この β にもとづいて、最適な α 、 (e_1,e_2) 、およびsを計算する。

統制能力が観察不能で、真実報告を誘導する場合の報酬契約の設計結果

- 実際の統制能力 θ と同じ値が η として報告される。すなわち、真実報告が実現する。
- 統制能力が観察可能な場合よりも<u>優</u>れた統制環境pが必要となる。
- 生産活動と統制活動は、統制能力が観察可能な場合以下となる。
- 業績指標の精度は、統制能力が観察可能な場合<u>以下</u>となる。
- エイジェントは、統制能力が観察可能な場合を上回るが、アドバースセレクションが誘発される場合よりも小さい確実性等価しか得ることができない。
- プリンシパルは、統制能力が観察可能な場合を下回るが、アドバースセレクションが誘発される場合よりも大きい事前の期待効用を得ることができる。

統制能力が観察不能で、自己申告を求めない場合の報酬契約の設計プロセス

- プリンシパルは、会計情報システムから出力される業績指標<u>y</u> という情報のみを用いて、エイジェントの経営活動(e₁,e₂)を適 切な水準に誘導しなければならない。
- 報酬契約の設計方針
 - エイジェントの確実性等価CEを最大にする生産活動 e_1 と統制活動 e_2 を、 それぞれ変動給係数 β の関数として表す。

 - プリンシパルの期待効用EUを最大にする β を求める。
 - この β にもとづいて、最適な α 、経営行動(e_1,e_2)、および精度sを計算する。

統制能力が観察不能で、自己申告を求めない場合の報酬契約の設計結果

- 統制能力が観察可能な場合と同じ統制環境pで実現可能。
- ・生産活動と統制活動は、統制能力が観察可能な場合以下となるが、 アドバースセレクションが誘発される場合よりも大きくなる。
- ・業績指標の精度は、統制能力が観察可能な場合以下となるが、アドバースセレクションが誘発される場合よりも高くなる。
- エイジェントは、真実報告を誘導する場合を上回るが、アドバースセレクションが誘発される場合よりも小さい確実性等価しか得ることができない。
- プリンシパルは、真実報告を誘導する場合を下回るが、アドバースセレクションが誘発される場合よりも大きい事前の期待効用を得ることができる。

報酬契約の設計のまとめ

- エイジェントの確実性等価
 - CE(統制能力が観察できる場合) < CE(真実報告を誘導する場合) < CE(自 己申告を求めない場合) < CE(アドバースセレクションが誘発される場合)
- プリンシパルの事前の期待効用
 - EU (アドバースセレクションが誘発される場合) < EU (自己申告を求めない場合) < EU (真実報告を誘導する場合) < EU (統制能力が観察できる場合)
- ・統制能力が観察できない場合、エイジェントは<u>自己申告を求めない</u> 契約を好むが、<u>事前</u>の観点からは、プリンシパルは<u>真実報告を誘導</u> する契約</u>を好むことがわかる。
- 換言すれば、プリンシパルは、情報伝達にある程度の<u>追加コスト</u>が かかったとしても、真実報告を誘導する報酬契約を用いるべき余地 がある。

事後(自己申告の後)の観点からの考察

- $\theta_0 = 1.578$ …という閾値が存在。
- $1 \le \theta \le \theta_0$ のとき(統制能力が<u>小</u>さいとき)
 - EU(自己申告を求めない契約) > EU(真実報告を誘導する契約)
- θ₀ < θ ≤ 5のとき (統制能力が<u>大</u>きいとき)
 - EU (<u>真実報告を誘導する契約</u>) ≥ EU (自己申告を求めない契約)
- •「真実報告を誘導する契約」と「自己申告を求めない契約」を 上手く<u>組み合わせ</u>て、事前の期待効用を改善する余地があるか もしれない。

思考実験

- エイジェントの自己申告値が $1 \le \theta \le \theta_0$ のときには、プリンシパルは「真実報告を誘導する契約」を取り止めて、「自己申告を求めない契約」へ移行することをエイジェントに<u>提案</u>すると仮定する。
- このとき、CE(自己申告を求めない契約) > CE(真実報告を 誘導する契約)だったから、エイジェントはこの提案に<u>賛成</u>する。
- 問題点:「 $1 \le \theta \le \theta_0$ のときに、このような提案が行われる」ということをエイジェントが事前に<u>予期</u>する場合、真実報告のインセンティブが無効となってしまうことはないだろうか?

契約修正の提案をエイジェントが事前に 予期する場合

- $\theta_0 < \theta_1 < 5$ という閾値 θ_1 が存在。
- エイジェントの統制能力が $1 \le \theta \le \theta_0$ のとき
 - 真実報告のインセンティブは依然として有効である。
 - 「自己申告を求めない契約」が実現する。
- エイジェントの統制能力が $\theta_0 < \theta \le \theta_1$ のとき
 - 真実報告のインセンティブは無効となり、 $\eta = \theta_0$ という控え目な値の虚偽報告が行われる。
 - 「自己申告を求めない契約」が実現する。
- エイジェントの統制能力が $\theta_1 < \theta \le 5$ のとき
 - 真実報告のインセンティブは依然として<u>有効</u>である。
 - 「真実報告を誘導する契約」が実現する。

「契約の変更提案を事前に予期する」の はどうしてか?

- 契約の変更提案をエイジェントが事前に予期しないのは・・・・
 - 『プリンシパルが、エイジェントの自己申告後に、たとえプリンシパル自身が不利になるような状況が起きたとしても「真実報告を誘導する契約」に固執して、契約を変更することがない』と、エイジェントが確信する状況においてである。
 - このような状況は、プリンシパルが「真実報告を誘導する契約」に事前にコミットする場合に起こる。
- 契約の変更提案をエイジェントが事前に<u>予期する</u>のは・・・・
 - プリンシパルが「真実報告を誘導する契約」に事前に<u>コミットしない</u> 場合に起こる。

コミットメントの有無による事前の期待 効用の比較

- 「真実報告を誘導する契約」への事前のコミットメントがある場合
 - すべてのエイジェントが真実報告を行い、「自己申告を求めない契約」が実現する。
- 「真実報告を誘導する契約」への事前のコミットメントがない場合
 - $1 \le \theta \le \theta_1$ のとき、「自己申告を求めない契約」が実現する。
 - $\theta_1 < \theta \le 5$ のとき、「真実報告を誘導する契約」が実現する。
- 事前のEUの比較
 - 事前のEU(<u>コミットメントなし</u>) > 事前のEU(コミットメントあり)

命題

• プリンシパルが、真実報告を誘導する報酬契約を用いる場合、 プリンシパルは事前にこの契約に $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ 体的には、エイジェントの自己申告値が $1 \le \theta \le \theta_1$ の場合、プリンシパルは、自己申告を求めない方式の契約への変更をエイジェントに提案すべきであり、また、その旨を事前にエイジェントに宣言すべきである。エイジェントはこの提案を受け入れ、プリンシパルはコミットした場合よりも大きな事前の期待効用を獲得できるからである。

含意

- 業績指標を用いたインセンティブシステムに能力主義を加味することは、情報伝達のコストが過大でない限り、有用である。
- しかし、能力主義の効用を<u>さらに</u>引き出すためには、能力主義 に固執してはいけない。伝達された能力水準によっては、能力 主義を<u>用いない</u>という柔軟な姿勢を示すこと肝要である。
- さらに、このような姿勢を示す際、平均的な能力を持つエージェントは、自分の能力を控えめに伝達し、業務においても実際の能力を出し惜しむ傾向が強まることが予想される。しかし、それを承知の上でこれを戦略的寛容性として受け入れることが求められる。

参考文献

- Akerlof, George A (1970) "The Market for "Lemons": Quality Uncertainty and the Market Mechanism," The Quarterly Journal of Economics, Vol. 84, No. 3, pp. 488–500.
- Ashbaugh-Skaife, Hollis, Daniel W Collins, William R Kinney, and Ryan LaFond (2009) "The Effect of SOX Internal Control Deficiencies on Firm Risk and Cost of Equity," *Journal of Accounting Research*, Vol. 47, No. 1, pp. 1–43.
- Baker, George P (1992) "Incentive Contracts and Performance Measurement," Journal of Political Economy, Vol. 100, No. 3, pp. 598–614.
- Cheng, Qiang, Beng Wee Goh, Jae Bum Kim, and Paul Tan (2013) "Internal Control Quality and Managerial Guidance," *Journal of Accounting Research*, Vol. 51, No. 5, pp. 1075–1106.
- Cvitanić, Jakša, Dylan Possamaï, and Nizar Touzi (2018) "Dynamic programming approach to principal—agent problems," Finance and Stochastics, Vol. 22, No. 1, pp. 1–37.
- Feltham, Gerald A and Jim Xie (1994) "Performance Measure Congruity and Diversity in Multi-Task Principal/Agent Relations," *The Accounting Review*, Vol. 69, No. 3, pp. 429–453, September.
- Feng, Mei, Chan Li, and Sarah McVay (2009) "Internal Control and Management Guidance," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 48, No. 2-3, pp. 190–209.
- Fudenberg, Drew and Jean Tirole (1990) "Moral Hazard and Renegotiation in Agency Contracts," *Econometrica*, Vol. 58, No. 6, pp. 1279–1319, September.
- Hermalin, Benjamin E and Michael L Katz (1991) "Moral Hazard and Verifiability: The Effects of Renegotiation in Agency," *Econometrica*, Vol. 59, No. 6, pp. 1735–1753.
- Holmstrom, Bengt (1979) "Moral Hazard and Observability," The Bell Journal of Economics, Vol. 10, No. 1, pp. 74–91.

参考文献

- Holmstrom, Bengt and Paul Milgrom (1987) "Aggregation and Linearity in the Provision of Intertemporal Incentives," *Econometrica*, Vol. 55, No. 2, pp. 303–328.
- Indjejikian, Raffi and Michal Matejka (2009) "Earnings Targets and Annual Bonus Incentives," *Journal of Accounting Research*, Vol. 47, No. 4, pp. 1061–1093.
- Kaplow, Louis and Steven Shavell (1994) "Optimal Law Enforcement with Self-Reporting of Behavior," Journal of Political Economy, Vol. 102, No. 3, pp. 583–606, January.
- Kinney, William R (2000) Information Quality Assurance and Internal Control for Management Decision Making, Boston, MA: Irwin/McGraw-Hill.
- Laffont, Jean-Jacques and David Martimort (2002) The Theory of Incentives: The Principal-Agent Model, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Laffont, Jean-Jacques and Jean Tirole (1986) "Using Cost Observation to Regulate Firms," Journal of Political Economy, Vol. 94, No. 3, pp. 614–641.
- Liang, Pierre Jinghong (2000) "Accounting Recognition, Moral Hazard, and Communication," Contemporary Accounting Research, Vol. 17, No. 3, pp. 458–490.
- Liang, Pierre Jinghong and Lin Nan (2014) "Endogenous Precision of Performance Measures and Limited Managerial Attention," European Accounting Review, Vol. 23, No. 4, pp. 693–727.
- Malik, Arun S. (1993) "Self-Reporting and the Design of Policies for Regulating Stochastic Pollution," Journal of Environmental Economics and Management, Vol. 24, No. 3, pp. 241–257, May.

参考文献

Mirrlees, James A. (1971) "An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation," The Review of Economic Studies, Vol. 38, No. 2, pp. 175–208, April.

Ou-Yang, Hui (2003) "Optimal Contracts in a Continuous-Time Delegated Portfolio Management Problem," Review of Financial Studies, Vol. 16, No. 1, pp. 173–208.

Pearce, David G and Ennio Stacchetti (1998) "The Interaction of Implicit and Explicit Contracts," Games and Economic Behavior, Vol. 23, No. 1, pp. 75–96.

Rothschild, Michael and Joseph Stiglitz (1976) "Equilibrium in Competitive Insurance Markets: An Essay on the Economics of Imperfect Information," The Quarterly Journal of Economics, Vol. 90, No. 4, pp. 629–649.

Spence, Michael (1973) "Job market signaling," The Quarterly Journal of Economics, Vol. 87, No. 3, pp. 355–374.

Sung, Jaeyoung (1995) "Linearity with Project Selection and Controllable Diffusion Rate in Continuous-Time Principal-Agent Problems," The RAND Journal of Economics, Vol. 26, No. 4, pp. 720–743.